第5次西粟倉村総合振興計画

参考資料

参考資料

1 策定経緯

2 用語解説

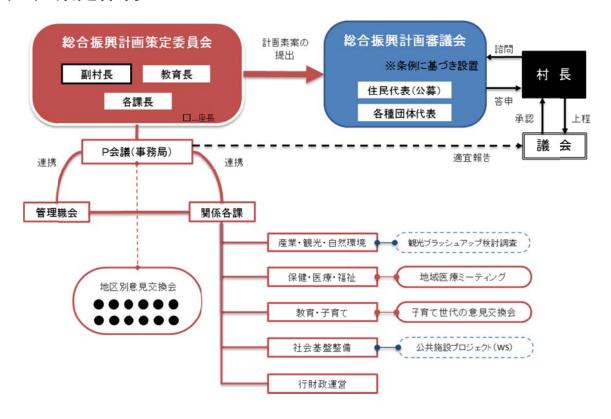
1 策定経緯

(1) 策定の経過

| 年月 | アンケート・意見交換 | 議会・区長会 | 庁内検討 | 審議会 |
|----------|------------------|---------------|--------------------------|-------------|
| 平成 23 年 | | ○議会全員協議会説明 | | |
| 10 月 | | (10/18) | | |
| 11 日 | | ○議会総務常任委員会 | ①P会議(11/18) | |
| 11月 | | 説明(11/16) | | |
| 10 F | | ○区長会説明(12/19) | ②P会議(12/22) | |
| 12 月 | | ○議会報告(12/27) | | |
| 亚出 0.4 年 | ○村出身者アンケート | ○区長会説明(1/24) | ③P会議(1/13) | |
| 平成24年 | 実施 | | ④P会議(1/31) | |
| 1月 | ○村民アンケート実施 | | ○各課業務チェック | |
| | ○児童生徒アンケート | | ⑤P会議(2/23) | |
| 2月 | 実施 | | ⑥P 会議(2/28) | |
| | | | ○各課業務チェック | |
| 3 月 | ○アンケートの分析 | | ⑦~⑪P 会議(3/1、 | |
| 3月 | | | 3/5, 3/6, 3/8, 3/14) | |
| 4 🗆 | | | ⑫P 会議(4/6) | |
| 4月 | | | ⑬P 会議(4/24) | |
| | ○アンケート結果広報 | ○区長会説明(5/14) | ⑭P会議(5/15) | |
| 5 月 | ○地区別意見交換会 | ○議会全員協議会説明 | | |
| | $(5/21\sim5/25)$ | (5/16) | | |
| 6 月 | ○意見交換会結果広報 | | ⑮P会議(6/8) | |
| 0月 | | | ⑯P 会議(6/25) | |
| 7月 | ○子育て世代の意見 | | ○各課業務方針まとめ | |
| (月 | 交換会(7/12) | | | |
| 8月 | ○子育て世代の意見 | | ○各課業務方針まとめ | |
| 8月 | 交換会結果広報 | | ⑪P 会議(8/30) | |
| 9月 | ○地域医療ミーティン | | ①~④策定委員会 | |
| 9月 | グ① (9/19) | | (9/18, 9/19, 9/21, 9/26) | |
| 10 🗆 | ○地域医療ミーティン | | | |
| 10 月 | グ②(10/24) | | | |
| 11月 | | | ⑤策定委員会(11/1) | ●審議会(11/13) |
| | | | ⑥策定委員会(12/3) | |
| 12 月 | ○地域医療ミーティン | ○議会報告(12/3) | ⑦策定委員会(12/25) | |
| | グ③(12/11) | ○区長会報告(12/12) | | |
| 平成 25 年 | ○パブリックコメント | | ⑧策定委員会(1/21) | ❷審議会(1/8) |
| 1月 | $(1/4\sim 1/18)$ | ○議会議決(1/31) | | ❸審議会(1/23) |
| | (1/4' 01/10) | | | <u> </u> |
| 2月 | (1/4 - 1/16) | | 18P 会議(2/8) | |

XP 会議…「プロジェクト会議」の略。本計画の策定作業を中心的に進めるために編成された部局横断の職員による会議。

(2) 策定体制



(3) 西粟倉村総合振興計画審議会

①西粟倉村総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 西粟倉村総合振興計画における基本構想及び基本計画を定めるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定による執行機関の附属機関として、西粟倉村総合振興計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、西粟倉村総合振興計画に関する事項について、調査及び審議 する。

(組織)

- 第3条 審議会は、15名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。
 - (1) 公募による一般住民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 諸団体の長又はその団体長から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は西粟倉村総合振興計画の審議期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
 - 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 西粟倉村振興計画審議会条例(昭和44年西粟倉村条例第5号)は廃止する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月14日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

②西粟倉村総合振興計画審議会 委員名簿

| 役職名 | 氏 名 | 審議会での役職 |
|--------------------|--------|---------|
| 西粟倉村身体障害者福祉協会会長 | 山本 通義 | 会 長 |
| 西粟倉村老人クラブ連合会会長 | 井上 磨 | 副会長 |
| 西粟倉村教育委員会委員長 | 新田 茂 | |
| 西粟倉村区長会会長 | 草刈 弘幸 | |
| 西粟倉村 PTA 連絡協議会会長 | 野々上 泰典 | |
| 西粟倉村ヘルスボランティア委員会代表 | 清水 和美 | |
| 西粟倉村総合振興計画公募委員 | 神原 昌祥 | |
| " 公募委員 | 小林 博 | |
| " 公募委員 | 鈴木 菜々子 | |

(敬称略)

③諮問・答申

-西総企第206号 平成24年11月13日

西粟倉村総合振興計画策定審議会 会 長 山 本 通 義 殿

西粟倉村長 青 木 秀 樹

第5次西粟倉村総合振興計画について(諮問)

西粟倉村総合振興計画策定審議会条例第2条の規定により、別冊「第5次西粟倉村総合 振興計画(素案)」について貴審議会の意見を求めます。

平成25年1月24日

西粟倉村長 青 木 秀 樹 殿

西栗倉村総合振興計画策定審議会計総西会長 山本通 義之議 策振倉 印会定興村

第5次西粟倉村総合振興計画について(答申)

平成24年11月13日付け、西総企第206号で本審議会に諮問のあった第5次西粟倉村総合振興計画(素案)については、本審議会で審議を重ねた結果、示された素案を補完し、修正を加えたので、別添のとおり答申する。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見を十分に尊重し、基本構想に掲げる「将来像」 基本計画に掲げる「政策目標」の実現に向け鋭意努力されることを要望する。

記

- 1. 住民意識調査や集落意見交換会、その他意見交換会を経て策定されたこの計画の趣旨 や内容について周知を図るとともに、村民、地域、事業者、行政等が情報を共有しながら、村民参画と協働により施策の推進に努められたい。
- 2. 村民参画や協働の推進については、村から必要な情報を提供し、村民の参画や協働への取り組みを支援しながら、村民がいきいきと活動できる基盤づくりに努められたい。
- 3. 政策目標などを活用して、毎年度進捗・達成状況を把握点検するとともにその成果を 検証・評価するとともに、村民が評価出来る仕組みの検討もしていただきたい。
- 4. 人口減少や少子高齢化社会の到来を見据えた場合、規律ある財政運営はコンパクトな むらづくりを維持する上で不可欠であることから、継続的な行財政改革を推進し、次の 世代に負担を残さない適正な財政運営に努められたい。
- 5. 行政からの情報については、村広報誌、ホームページ、文字放送など様々な媒体を利用し提供するとともに、理解が深まるよう多くの村民にわかりやすい表現やデザインに配慮されたい。

2 用語解説

| 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|----------|------------|--|
| (生活)インフラ | 5, 70, 71, | 「インフラ」とは infrastructure の略で、道路や橋梁、鉄道路線、上下水道、 |
| | 78, 88, 90 | 電気、ガス、電話など、経済活動や社会生活を維持・発展させるための基 |
| | 91 | 盤構造。 |
| ブックスタート | 5, 46, 54, | 地域のすべての赤ちゃんと保護者に、「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大 |
| | 55 | 切さ」を伝えながら、絵本を手渡す運動。 |
| 放課後児童クラブ | 5, 46, 59 | 共働き家庭など、下校後保護者が家庭にいない小学校低学年児童に対し |
| | | 適切な遊び場及び生活の場を提供し、保護者の就労支援、児童の健全な |
| | | 育成を図るもの。 |
| 合計特殊出生率 | 7, 46 | 人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値。 |
| 欧州債務危機 | 8 | 2009 年のギリシャの財政問題に端を発する債務危機が南欧からユーロ |
| | | 圏、さらには欧州へと広域に連鎖した一連の経済危機。 |
| UI ターン | 9, 72, 73 | 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。 |
| | | Uターンは出身地に戻る形態で、Iターンは出身地以外の地方へ移住する |
| | | 形態を指す。(「UJI ターン」という用語もあるが、その場合の J ターンとは出 |
| | | 身地の近くの地方都市に移住する形態を指す) |
| 実質公債費比率 | 19, 88 | 地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率をみるための指標であ |
| | | り、地方自治体の一般財源の規模に対する実質的な公債費の割合のこ |
| | | と。通常は3年間の平均を用いる。この比率が 18%以上の地方公共団体 |
| | | は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地 |
| | | 域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体 |
| | | は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限される。 |
| 健診 | 44, 45 | 健康診査の略。病気の予防・早期発見などを目的に行う総合的な診査。 |
| | | 特定健診とは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康 |
| | | 診査で、40歳~74歳を対象に実施される。 |
| 検診 | 44, 45 | 病気にかかっているかどうかを検査するために診察を行うこと。 |
| 生活習慣病 | 44, 45 | 40歳頃より増加するとされる、がん、心臓病、脳卒中など、従来「成人病」と |
| | | 称されてきた病気のこと。健康的な生活習慣によって病気を未然に防ぐこ |
| | | とを重視するねらいから、この言葉が厚生労働省公衆衛生審議会によって |
| | | 平成8年に提起された。 |
| 要支援 | 48, 49, 81 | 65 歳以上の人が要介護状態となるおそれがある状態、または、40 歳以 |
| | | 上 65 歳未満の人が、特定疾病によって生じた身体上または精神上の障 |
| | | 害が原因で要介護状態となるおそれがある状態。 |
| 要介護 | 48, 49 | 身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常 |
| | | 生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で |
| | | 定める期間にわたり、継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であ |
| | | ること。その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のい |
| | | ずれかに該当する。 |

| 用語 | 掲載ページ | 解 説 |
|----------|------------|---|
| 地域包括ケア | 48, 49 | 地域住民のニーズに応じて、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及 |
| システム | | び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が |
| | | 連携・協力して一体的かつ体系的に提供する仕組み。 |
| 地域包括支援 | 49 | 地域の高齢者の心身の健康の維持、保健福祉医療の向上、生活安定に |
| センター | | 必要な援助を包括的に行う中核機関で、市町村が設置する。平成17年度 |
| | | の介護保険制度改正により創設された。 |
| プライマリ・ケア | 52 | 直訳すると「初期診療」あるいは「一次医療」。最初に接する保健・医療を |
| | | 言う。 |
| | | これに携わる医師(かかりつけ医)は、初診患者の状況を的確に把握して、 |
| | | 適切な指示や処置を行うほか、必要に応じて他の医療機関への紹介を行 |
| | | うとともに、個人や家族の健康保持、予防、治療、リハビリテーション、療養 |
| | | 指導にわたる一次的な保健医療に継続的かつ包括的に対応するもので、 |
| | | 主として一般診療所がその役割を担っている。 |
| かかりつけ医 | 53 | 地域住民に対して、日常的な健康相談、一次的医療を行い、総合的・包 |
| | | 括的に患者の健康を管理し、必要に応じて専門医療機関との連携を行う |
| | | 医師又は医療機関。 |
| 地産地消 | 59, 63 | 地元で生産した農産物を地元で消費すること。 |
| ボランティア | 59 | 教師に代わって、また、教師とともに臨時的に子ども達の前に立って、自ら |
| ティーチャー | | 有する知識や技能を伝えることを目的に授業などを行う保護者や地域社 |
| | | 会の人々など。 |
| 認定農業者 | 62, 63 | 市町村が策定した基本構想に基づき基本計画を作成し、それが市町村に |
| | | 認定された農業者。 |
| 耕作放棄地 | 62, 63 | 過去1年間耕作されておらず、今後も耕作の見込みが明確でない土地。 |
| 間伐 | 64, 65 | 育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、樹木の一部を間 |
| | | 引きし、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太を |
| | | 間伐材という。 |
| 森林認証制度 | 65 | 適正に管理された森林を認証し、その森林から生産、製造された木材製 |
| (FSC) | | 品に認証マークをつけて流通させることで、森林の破壊や劣化防止を目 |
| | | 指す制度。FSC (Forest Stewardship Council:森林管理協議会)は 1993 年 |
| | | に自然保護団体を中心にドイツで創設された制度であり、森林認証制度 |
| | | の運用主体の草分け的存在。 |
| 小水力発電 | 67, 76, 77 | 小河川や農業用水、砂防ダム、上下水道など、小規模の様々な水流を利 |
| | | 用した発電のこと。 |
| | | 発電出力が 100,000kW 以上を「大水力」、10,000~100,000kW を「中水 |
| | | 力」、1,000~10,000kWを「小水力」、100~1,000kWを「ミニ水力」、100kW |
| | | 以下を「マイクロ水力」という。 |
| 産業観光 | 67 | 歴史的・文化的に価値のある産業文化財(産業遺産、工場遺構、工場・工 |
| | | 房、製品など)を観光資源として、職人や企業人との人的交流を図ったり、 |
| | | 産業製品や技術に触れ、体験することを通じて、ものづくりの心や地域産 |
| | | 業の歴史に触れる新たな学習型の観光のこと。 |

| 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|----------|---------|---|
| 買い物弱者 | 68, 69 | 居住地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりする |
| | | のに困難を感じる人々のこと。高齢化や人口減少等の影響で、身近な場 |
| | | 所から買い物をするための店が撤退する地区が増えていることや、高齢の |
| | | ために自動車が運転できない等の理由で遠くの街まで出かけることが困難 |
| | | に感じる人々が多くなっていることなどから、近年社会問題化している。 |
| 地域おこし協力隊 | 69, 85 | 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市住民等の地域 |
| | | 外の人材を募集・誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民 |
| | | のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする |
| | | 国の事業。平成 21 年度に創設。 |
| 6次産業化 | 69 | 農林漁業の6次産業化とは、農林漁業従事者が従来の生産だけではな |
| | | く、加工・流通販売を行い、経営の多角化、収益向上を目指す取組のこ |
| | | と。具体的には、地域の第1次産業(農林漁業)とこれに関連する第2次 |
| | | (製造業、建設業、工業、鉱業)、第3次産業(卸売業、小売業等)に係る事 |
| | | 業の融合を通じて、地域資源を活かした新たなビジネスの展開と新たな業 |
| | | 態の創出を図ること。 |
| | | 農林水産省では、農山漁村の活性化や農山漁村地域における雇用と所 |
| | | 得の確保を通じた地域社会の維持を図るため6次産業化を推進している。 |
| 交通弱者 | 70 | 自動車を中心とした社会において、運転免許証を持たない(持てない) |
| | | か、自家用車を持たない(持てない)ことによって移動を制約される子ども |
| | | や高齢者、障害のある人、低所得者など。 |
| ICT | 70 | Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。 |
| | | コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う情報処理や通信に関 |
| | | する技術の総称。 |
| 再生可能エネル | 76, 103 | 再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて |
| ギー固定価格買 | | 発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調 |
| 取制度 | | 達を義務づけるものであり、2012年7月1日にスタートした。 |
| 木質バイオマス | 76, 77 | 「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可 |
| | | 能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」を意味する。そのなかで |
| | | も木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。 |
| LED | 76 | Light Emitting Diode(発光ダイオード)の略。 |
| | | 導電することによって発光する半導体素子で、照明・電球・ライト・テレビな |
| | | ど幅広い分野で利用されている。 |
| EV | 76 | Electric Vehicle(電気自動車)の略。地球温暖化の原因とされる二酸化炭 |
| | | 素を走行中に排出しないことから、環境に優しい自動車とされる。蓄電池 |
| | | を積み、外からの充電を受けるタイプのほか、太陽光を利用するソーラー |
| | | カーや、燃料電池車、電線から電気を得るトロリーバスなど。 |
| 要援護者 | 81 | 平常時から何らかのハンディをもっており、災害時に一般の人々と同じよう |
| | | な危険回避行動や避難行動、避難生活、復旧・復興活動を行うことができ |
| | | ず、他者による援護を必要とする人々の総称。具体的には、①高齢者や |
| | | 乳幼児、②障がい者、難病患者、③傷病者、妊産婦、④外国人など。 |

| 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|------------|--------|--|
| 経常収支比率 | 88 | 村税や地方交付税などの自由に使途を決められる一般財源が、人件費や |
| | | 扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどの程度使われているかを |
| | | 示したもので、財政の健全性を判断する数値のひとつ。この比率が高くな |
| | | るほど、公共施設の整備など投資的な経費に充てる財源の余裕が少なく |
| | | なり、財政運営が厳しいといえる。 |
| 岡山情報ハイウェイ | 93 | 岡山県内全域を8の字型に結んだ高速大容量の光ファイバ網。県が平成 |
| | | 10年度から整備を開始し、平成12年度中に基幹回線はすべて完成し、平 |
| | | 成 15 年度に高速大容量化・IPv6 化を実現。一般に無料開放されており、 |
| | | 全国を縦横断する情報通信研究機構のギガビットネットワークとも接続。 |
| | | 市町村の情報化を推進するため、県は岡山情報ハイウェイと市町村との接 |
| | | 続を推進し、平成 15 年 3 月には全市町村が光ファイバ(100Mbps 以上)で |
| | | 接続されている。 |
| facebook | 94, 95 | 世界最大の SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)。 |
| (フェイスブック) | | 実名登録が義務付けられていることが他の SNS と異なる最大の特徴であ |
| | | り、信憑性のない情報が出回ったり、誹謗や中傷などのコメントがひとつの |
| | | 投稿に多く寄せられ混乱状態を生み出す「炎上」という状態が発生しにく |
| | | いとされているため、近年では企業や自治体での導入例が増えている。企 |
| | | 業や自治体などが作成・公開する facebook ページは、アカウントを取得し |
| | | ていない人でも閲覧が可能。 |
| SNS | 94 | Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)の略。イン |
| | | ターネット上で人と人とのつながりをサポートする会員制のインターネットサ |
| | | ービス。従来のインターネットサービスでは、ウェブサイト上に不特定多数 |
| | | の人向けに情報を掲載するのに対して、SNS では、共通の趣味や関心を |
| | | 持つ人同士でコミュニティを形成し、双方向の情報交換を行うことができ |
| | | る。mixi(ミクシィ)や facebook(フェイスブック)が有名。 |
| ワークショップ | 95 | 目的とするテーマについて、参加者が共同作業を通じて課題を発見した |
| | | り、創造的な解決策を話し合ったりしながら、全体の考えをまとめていく新 |
| | | たな住民参加の手法。住民の意見や考えを反映させた行政計画の策定 |
| | | 手法のひとつとして広く取り入れられている。 |
| パブリックコメント | 95 | 行政の基本的な政策を策定する際に、政策形成過程の情報を公表し、公 |
| | | 表した情報に関して提出された住民等の意見及び意見に対する行政の考 |
| | | え方を公表することにより、住民等の意見を行政の施策等に反映させる制 |
| | | 度のこと。 |
| ライフサイクルコスト | 103 | 構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用 |
| | | のこと。 |
| L | I | |